

徳島県森林整備委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

(共通仕様書に対する変更仕様事項)

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】、及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

(共通仕様書の読み替え)【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」と読み替えるものとする。

(適用工事)【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(用語の定義)【変更】【追加】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第20条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものをいう。

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4） 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者の資格

・ 令和6年度治山事業（森林整備）に係る入札参加申請における入札参加資格審査に必要な資格要件別表2の2主任技術者資格要件第1号から第3号の実務経験証明書及び県が行う施工管理研修の受講修了証

2. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。

3. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1、2のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

2 徳島県が発注者である森林整備業務のうち、1件の委託代金額が1,500万円以上のものに係る主任技術者は、業務現場ごとに「専任」の者でなければならない。

3 主任技術者が専任しなければならない森林整備業務のうち、密接な関係ある2以上の業務を、同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において実施するときは、同一の主任技術者がこれらの業務の技術を管理することができるものとする。

4 専任しなければならない主任技術者は、常時、継続的にその森林整備業務の現場において、その職務に従事するものとし、他の業務の主任技術者を兼ねることができない。但し、専任を要しない森林整備業務については職務を適性に遂行できる範囲において、他の森林整備業務の主任技術者を兼ねることができるものとする。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することを行う。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（本数調整伐、受光伐、除伐）【追加】

5-5-4-3 本数調整伐、受光伐、除伐

（7） 伐採木の株の高さは、原則として地上30cm程度とし、これにより難い場合は、監督員の指示によるものとする。

（使用材料）【追加】

第6節 使用材料

5-5-6-1 使用材料

林業機械用チェーンオイルは、植物油生分解性オイルを使用しなければならない。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第3条

本業務は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（森林土木版）（以下「試行要領」という。）を適用する。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（森林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>